

欲追求を肯定する「濁」の發想と、これを社會秩序を亂すものと排除する「清」の理念の格闘の中で成長したと言えるのではないだろうか。

兩漢時代の市と市邑

紙屋 正和

秦漢時代の市については、これまでに長安九市の位置、市の構造、市籍の性格、官による市の規制、市の營業品目、市の遊民・遊俠、市での處刑などに關する研究が積みかさねられ、市の外形についてはかなりわかつてきた。とくに佐原康夫氏の近年の勞作「漢代の市について」(『史林』六八—五 一九八五年)は、都市の市(常設市)と都市からはなれた地點に存在する小市(定期市。本報告でいう市邑で、王符『潜夫論』浮侈篇には「市邑萬數」とある)との關係を明らかにして閑然するところがない。本報告はこれらの研究をふまえて、兩漢時代の市・市邑で行なわれた取り引き自體について若干の考察を行なうものである。

前漢前半期には富商大賈の活躍がめだち、しかもその交易の一定部分は市外で行なわれていたため、當時の商業にしめる市・市邑の比重は相對的に小さかった。ところが武帝期の抑商政策をへて富商大賈の活力が減退した前漢後期から後漢にかけて、市・市邑の繁榮がめだってくる。これは、單に富商大賈が後退して市・市邑が相對的にうかびあがったのではなく、小農民層の購買力の向上、周邊の

莊園や小農民の作物や調理すみの食料品といった生活に密着した商品、さらには奢侈品などの増加の結果おこったのである。かくて、かつての都市の遊民はともかく、小農民層との關係のうすかった市・市邑が、周邊の庶民の生活と有機的な關係をもつてきた。

一九三〇年代江蘇省無錫縣の

農村調査をめぐって

奥村 哲

舊中國農村經濟の調査では、滿鐵のそれが總合性・科學性において高く評價されている。華中についても、滿鐵上海事務所による無錫など六縣の農村調査のデータをもとに、多くの研究が發表された。しかしそれらの調査は、日中戰爭中に敵國日本が行なったものであり、それ故の制約が大きく、そこから直ちに戰爭前の農村の状況を導くことはできない。農民の回答の信憑性を除いても、調査地の選定の問題や戰爭による變動などが考慮されねばならないからである。從來の研究がこうした點に留意していない譯ではないが、十分とはいえない。可能な限り他史料と突き合わせて、滿鐵の調査を相對化する必要があるが、頼れる他史料がさほど多くないからである。

無錫は中國近代經濟史において獨自の地位を占めているためか、例外的に他史料は豊かである。まず一九二九年に、後の「中國農村派」の主要メンバーによって、二二村の二二〇七戸の調査が行なわ

れた。繼いで三十一年に、江蘇省農民銀行が縣内第四區の鎮・村單位の調査を行なった。四〇年の滿鐵による無錫農村調査は、榮巷鎮に屬する小丁巷・鄭巷・楊木橋の三村であるが、このうち楊木橋は二九年の二二村の一つであり、三十一年の調査は榮巷鎮を含んでいる。残念ながら、二九年の調査は現在の所は殆ど利用できないため、報告では後者によって滿鐵の調査を相對化し、舊中國の農村經濟に關する若干の論點を提出したい。

ティムール朝國制

安藤 志朗

ティムール朝の宮廷及びディーワーン機構の假說的再構成。インシャー作品の援用に基づく「國家」體制の枠組に關する假說の見解。これら二つの假説は、バイスングルの宮廷から傳わるミニアチュールの下繪一片のモチーフに如何なる解釋を要求するか。

イスラム法の相傳について

—— 民事責任を例として

柳橋 博之

イスラム法の規定はしばしばカズイスティックであると言われ

る。つまり、イスラムの法學者は、主として個々の事案をいかにして解決するかに關心があり、理論化・體系化を怠っているというのである。

確かにイスラムの法學書において體系的な説明に出會うことは少ない。それは單に記述の體裁の問題ではなく、類似の事案が一見して異なつた解決を與えられ、しかも法學者自身が一貫した説明を與えられない場合が往々にしてあるということである。

そうなた理由は様々であるが、一つには、倫理的な動機のために個々の事案の解決の一部が放棄されたり、あるいは解決が繼承されながら、その原理が忘れられたりしたという事情も手傳つてゐる。

ここではこのことを、ハナフィー派とマールイク派における、民事責任の理論を例として檢證する。具體的には、第一に、引渡前に賣主の占有下で滅失した賣物に關する危険負擔と、第二に、侵奪者の許で滅失した物及びそこから侵奪者が享受した使用收益の補填の問題を採り上げる。

北インド(ラージャスターン東南部)における

都城(qasba)の形成過程

—— 一六五〇～一八五〇 ——

佐藤 正哲

一七～一八世紀のこの地域の村は、その村域に關して、一方では